

医療機関（慢性期、精神科）に従事する職員・入院患者向け 令和5年度エッセンシャルワーカー定期PCR検査案内 （新型コロナウイルス感染症PCR強化事業）

1 概要

- 県内において新型コロナウイルス感染症の流行が続く中、感染拡大の防止に努めるとともに、社会経済活動を維持・継続していく必要があります。
- 過去に、医療機関での感染発生や、発生した場合に大きなクラスターとなってしまう事例が見られています。
- そのため、医療機関での感染発生・拡大を未然に防ぎ、職員の皆さまが安心して従事し、又患者さまに安心して入院していただけるよう、職員及び入院患者の皆さまを対象として定期的なPCR検査を実施します。

2 対象者

- 県内の慢性期病床及び精神科病床を有する医療機関に従事する職員及び入院患者が対象となります。

3 検査内容

下記を目安として検査を実施することを想定していますが、今後の流行状況や検査希望状況によって、期間や回数を変更する場合があります。

(1) 期間

令和5年6月から令和5年7月までの期間

(2) 回数

一人当たり2～3週に1回程度（最大4回まで）

(3) 検査時期

検体を提出するタイミングについて、ご希望に沿うことはできません。（原則、平日に検査日を指定いたします。）

検査を順次実施するため、県において、施設毎に検査実施のタイミングを指定し、事前に実施時期をお知らせします。

(4) 費用

検査費用は県が負担します。

4 検査方法

(1) 事前申請

- 検査を希望する場合は、事前に申請を行っていただく必要があります。申請方法は下記5を参照してください。

※検査職員リストを準備していただく必要があります。検体提出時に、検体容器に添付するラベル番号と、職員の紐づけを施設等において行っていただきます。

※検査結果の連絡は、医療機関責任者に対して行いますので、職員・入院患者の結果を県・医療機関責任者において共有することについて、受検する職員・入院患者の皆さまに予め同意いただく必要があります。（別添同意書を参照）

(2) 検体採取容器の配布

- 検体採取容器（唾液採取用、鼻咽頭ぬぐい液用）を配布いたします。
- 配布の方法は、各医療機関または県が指定する場所へ送付します。

※配布方法は、検査機関と調整の上、後日連絡いたします。

(3) 検体の採取

- 各医療機関において、職員の検体は各自で唾液を採取していただきます。
- 唾液を容器に吐き出す方法で、数分で完了する容易な方法です。
- 検体採取容器は封をして、2重の袋に入れて、安全な状態にします。（採取方法等の留意事項は、別途お知らせいたします。）
- 自己採取できない入院患者の検体は、医療従事者による鼻咽頭ぬぐい液で採取することもできます。

(4) 検体の回収

- 全職員・入院患者分の検体をまとめて提出していただきます。
- 回収の方法は、原則配送業者が医療機関から直接回収します。一部市町村は、医療機関が検査機関へ郵送します。

※回収方法は、検査機関等と調整の上、後日連絡いたします。

(5) 結果の通知

- 検査結果は、後日（目安：1～2日後）お知らせします。
- 結果通知は、検査機関からメールにて連絡いたします。

5 申請方法

(1) 申請期間

令和5年6月末まで

(2) 申請方法

- メールにて申請を行ってください。

県新型コロナウイルス感染症特設サイトから様式をダウンロードし、
下記アドレスへ提出してください。

「県トップページ」>

注目情報「新型コロナウイルス感染症特設サイト」>

3. 検査・受診を希望される方へ>

検査関係(エッセンシャルワーカー検査等)>

> 慢性期及び精神科医療機関職員等向け定期PCRについて

<https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/vaccine/kensa/iryokikanpcr.html>

送信先：pcrokinawa@pref.okinawa.lg.jp

6 問い合わせ先

検査事業について

・沖縄県保健医療部ワクチン・検査推進課

検査支援班 TEL：098-894-5122 pcrokinawa@pref.okinawa.lg.jp

7 その他

- (1) 施設等での感染は、検査のみで防げるものではありません。基本的な感染防止対策や、日常的な健康管理等が最も重要ですので、取組みの徹底をお願いいたします。
- (2) 本事業での検査実施は、今後の流行状況や検査資源のひっ迫状況により、実施内容を変更する場合があります。